

当院におけるかかりつけ医機能について

当院は、発生頻度の高い疾患についての診療を行い、日常的な診療において、患者様の生活背景を把握し、適切な診療・保健指導を行い、必要な場合には、地域の医師・医療機関と協力して解決策を提供します。この他、患者さんが適切な医療機関の選択ができるように、当院の有する「かかりつけ医機能」に関する体制を以下のように報告します。

医療法人 清溪会 寺崎皮膚科

2026年1月1日

1. かかりつけ医機能に関する研修の修了者および総合診療専門医について

研修の修了者の有無/人数	無	<input type="radio"/>	有	有の場合 ⇒	名
総合診療専門医の有無/人数	無	<input type="radio"/>	有	有の場合 ⇒	名

2. 一次診療の対応について

(1) 一次診療の対応ができる領域

該当無し			
皮膚・形成外科領域	<input type="radio"/>	神経・脳血管領域	精神科・神経科領域
眼領域		耳鼻咽喉領域	呼吸器領域
消化器系領域		肝・胆道・膵臓領域	循環器系領域
腎・泌尿器系領域		産科領域	婦人科領域
乳腺領域		内分泌・代謝・栄養領域	血液・免疫系領域
筋・骨格系及び外傷領域		小児領域	

(2) 一次診療を行うことができる発生頻度が高い疾患

該当無し			
貧血	糖尿病	脂質異常症	統合失調症
うつ（気分障害、躁うつ病）	不安、ストレス（神経症）	睡眠障害	認知症
頭痛（片頭痛）	脳梗塞	末梢神経障害	結膜炎、角膜炎、涙腺炎
白内障	緑内障	近視・遠視・老眼（屈折及び調節の異常）	中耳炎・外耳炎
難聴	高血圧	狭心症	不整脈
心不全	喘息・COPD	かぜ、感冒	アレルギー性鼻炎
下痢、胃腸炎	便秘	慢性肝炎（肝硬変、ウイルス性肝炎）	皮膚の疾患 <input type="radio"/>
関節症（関節リウマチ、脱臼）	骨粗しょう症	腰痛症	頸腕症候群
外傷	骨折	前立腺肥大症	慢性腎臓病
更年期障害	乳房の疾患	正常妊娠・産じよくの管理	がん
その他の疾患（ ）			

3. 医療に関する患者からの相談への対応について

可 不可

ご来院の患者様へ

○一般名処方について

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付することがあります。一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を、『商品名』ではなく『成分名』で表記した処方箋のことです。

一般名処方は、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため、医療費の軽減につながります。また、一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果が期待できる為、供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

ただし、一般名処方は、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示される為、患者様が混乱することがあります。そのため、当院では薬剤の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明することを心がけておりますが、ご不明な点はお気軽に医師にお問い合わせください。

令和5年3月31日

医療法人清溪会 寺崎皮膚科

【医療 DX 推進体制について】

当院では、医療 DX を推進し、より安全で質の高い医療を提供するため、以下の体制を整備しています。

■ オンライン資格確認システムの導入

マイナンバーカードを利用した保険資格の確認が可能です。

受付での手続きがスムーズになり、正確な保険情報に基づく診療が行えます。

■ 診療情報（薬剤情報・特定健診情報等）の活用

医師がオンライン資格確認等システムから取得した診療情報を診察室で確認し、患者さんの病状把握や治療方針の決定に活用できる体制を整えています。

■ マイナポータルを通じた医療情報に基づく相談体制

マイナポータルで提供される医療情報等に基づき、患者さんの健康管理に関する相談に応じることができます。

■ 電子的診療情報連携体制整備加算3の算定について

これらの体制整備により、厚生労働省が定める要件を満たしているため、当院では「電子的診療情報連携体制整備加算3」を算定しています。

本加算は、患者さんにより安全で質の高い医療を提供するための体制整備に対して認められるものです。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

【診療報酬明細書（明細書）の無料発行について】

当院では、診療報酬明細書を **無料で発行** しています。

【マイナンバーカードの保険証利用について】

マイナンバーカードを保険証として利用することで、以下のメリットがあります。

- 過去の薬剤情報や特定健診情報を医師が確認でき、より適切な診療につながる
- 転居や勤務先変更による保険証の切り替え漏れが防げる
- 毎回の保険証提示が不要になる

当院ではマイナンバーカードの利用を推奨しています。

ご不明な点があれば、受付までお声かけください。

医療法人清溪会 寺崎皮膚科

患者のみなさまへ

令和6年6月から

「ベースアップ評価料」がはじまります。

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組です。

ご理解くださいますよう、お願い致します。

「ベースアップ評価料」について

- ☑ 看護職員等の医療現場で働く方々の賃上げを実施するため、令和6年6月以降、ベースアップ評価料がスタートします。
- ☑ これにより、6月以降、患者のみなさまの診療費のご負担が上がる場合があります。
- ☑ このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療現場で働く方々の賃上げに全て充てられます。

ご理解くださいますよう、お願い致します。